農地法第4条・5条(市街化調整区域)の転用手続きについて

許可申請書の受付は、毎月10日締め切り(休日等の場合は翌開庁日)です。

1　転用にあたって

・転用したい農地が「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地かどうかを確認してください。農用地の場合、一時転用等を除き、原則として転用はできません。やむを得ない事情があり、法令等の規定をすべて満たす場合にのみ、農用地から除外できることがあります。詳しくは農業政策課にお問い合わせください。(電話048-588-9990)

・転用したい農地が「農業経営基盤強化促進法」に基づく地域計画達成に支障が生じるか確認してください。支障が生じる場合、地域計画の変更申出が必要です。詳しくは農業政策課にお問い合わせください。(電話048-588-9990)

・開発行為を伴う農地の転用については、あらかじめ開発審査課において開発行為の手続きを行い、転用許可申請書のうち1枚に開発審査課の受付印を受けた後に申請してください。また、4条申請書の6(5条申請書の場合は7)「その他参考となるべき事項」に開発申請した旨と、都市計画法第34条第11号区域、12号区域の該当の有無を併せて記載してください。

・4条申請書の6(5条申請書の場合は7)「その他参考となるべき事項」には、土地改良区の意見がない場合はその旨と、農地を転用するにあたって他の行政上必要な手続きの進捗状況等及び、審査において申し伝えるべき事項等がある場合、その事項を御記入ください。

・発行日の記載があるものは申請日から原則3か月以内のものを御提出ください。

・追認案件の場合は、農業委員会事務局の窓口まで事前相談をしてください。

・分筆が必要な場合は、原則として分筆を行ってから手続きをしてください。

・国土利用計画法や公有地の拡大の推進に関する法律に該当する場合は、事前に都市計画課で手続きを済ませてください。

・農業者年金(経営移譲年金)の受給者は申し出てください。

・譲渡人が相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、事前に税務署で手続きを済ませてください。

・賃貸借等、権利の設定がある場合は、申請前に合意解約の手続きをしてください。

・転用後は、地目変更登記を忘れずに行ってください。

●お問い合わせ 熊谷市農業委員会事務局(妻沼庁舎)
電話：048-588-9985　FAX：048-588-1326　MAIL：nogyo@city.kumagaya.lg.jp

2　農地法第4条・5条の許可申請書

□農地法第4条許可申請書　(3部) □農地法第5条許可申請書　(4部)	市街化調整区域内の権利保有地を自己用に転用する場合 市街化調整区域内の農地を取得又は借り受けるにあたって、転用する場合
【共通】 申請書の法定記載	□申請者氏名(名称・代表者氏名) □申請者住所(主たる事業所の所在地) □土地の所在・地番・地目・面積 □転用の事由の詳細(□理由書を含む) □転用の時期・転用の目的に係る事業施設の概要(添付可) □転用の目的に係る事業の資金計画(添付可) □転用することによって生ずる付近の農地、作物等被害防除 □その他参考事項

≪裏面へ≫

3　農地法第４条・５条の許可に係る添付書類等一覧　（２部提出：内1部写し可）

【共通】	□本人確認書類の写し（詳細は記載要領内の「本人確認に係る留意事項」を参照） □法人の履歴事項全部証明書又は定款の写し（申請人が法人の場合） □申請地の全部事項証明書 □申請者の住民票（譲受人・譲渡人） （全部事項証明書と住所が一致しない場合、□戸籍の附票　□表示変更　□不在証明） □公図の写し（隣接地の地目等を表示） □位置図（□詳細の位置図　□広域の位置図　広域の位置図は都市計画図可） □土地利用計画図 □土地改良区意見書 □資金調達計画書（□残高証明　□融資証明　□その他証明）□見積書（積算・経費明 □委任状（代理申請の場合）□委任状兼確認書及び本人確認書(行政書士申請の場合)
【共通】 （その他）	□土地権利者同意（貸借権等設定･共有名義者がある場合） □代替地検討資料（第3種農地以外の場合） □その他権利者同意書（抵当権・所有権移転仮登記等の場合） □相続権確認書類(□戸籍謄本､家系図･□遺産分割協議書･□遺言公正証書)（相続未登記 □法定代理人の代理権等に係る資料（裁判所からの審判書等：成年後見人、相続財産清算 □落札等証明（5条単独で競売･公売の場合）※物納農地公売は連名申請 □判決(審判)確定通知･調停(和解)成立通知（農地法第５条単独の場合） □収用証明（公共移転の場合）
【自己用住宅】	□平面図　□立面図 □住宅賃貸借契約書の写し又は無資産証明 （都市計画法第34条第11号区域内にある農地を転用する場合に限る）
【特定建築条件付】	□標準的な建物の面積、位置を示す図面 □農地転用事業者及び土地購入者との売買契約書の写し
【敷地拡張】	□既存性確認書類(□既存利用地の登記情報　□建物登記簿)
【店舗】	□土地の貸借契約書の写し □免許状等の写し（転用目的の事業に資格等を要する場合）
【農業用施設】	□農業用倉庫に係る資料
【資材置場】	□資材置場設置に係る資料 □既存施設の配置図等、利用状況が分かる資料（現況写真・敷地面積等） □免許状等の写し（転用目的の事業に資格等を要する場合）
【駐車場】	□駐車場設置に係る資料 □利用者名簿（従業員）□保有車両の車検証の写し（社用車）□重機の写真
【農地改良】	□工事計画書　□平面図　□縦横断面図　□搬入経路図　□現況写真 □工事工程表　□誓約書　□施工業者の履歴事項証明書　□作付計画書　□地番ごとの作 □隣接土地所有者の同意書　□道路管理者との協議書（越境してすりつけする場合）
【太陽光】 （共通）	□事業計画書 □経産省から小売電気事業者登録の写し □接続の同意を証する書面（FITの場合、経産省の事業計画認定通知書の写しでも可） □電力会社の電力受給契約申込書の写し等　□モジュール・パワコン・フェンスの仕様書 □売電契約書の写し（非FITの場合）□事業スキーム、協定書等（譲受人が売電事業しない場
【営農型の場合】	□営農型発電設備の設計図（□配置図　□立面図） □栽培計画図（□配置図　□立面図） □営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書（別紙様式例第１号） □営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み （別紙様式例第２号）□下部農地における収支の見込み □下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書（別紙様式例 □申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書（別紙様式例第４号） □営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書（別紙様式例第５号） □下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書（別紙様式例第６号）
【就業施設】	□農業従事者の就業施設に係る資料（□雇用計画書･□雇用協定書・□工程表）
【一時転用】	□工事工程表　□農地復元計画書
【追認】	□既存性確認書類(□航空写真　□建物登記簿　□建築確認　□顛末書　□現況写真)